

都道府県に対する配偶者暴力防止法の見直しに関する意見等の調査結果等について

1 調査内容

都道府県の男女共同参画担当課に対し、書面により、配偶者暴力防止法の見直しに関する要望及び意見(福祉部局など関係部局の意見等を含む。)についての調査を実施した。

2 調査実施時期

平成15年2月中下旬

3 調査結果

46都道府県から計517件の意見等が寄せられた。

4 主な意見の内容

「配偶者」の定義に元配偶者を含めるべき(第1条関係：19都道府県)。

「配偶者」の定義に婚約者や恋人などを含めるべき(第1条関係：14都道府県)。

「暴力」の内容に、精神的なものも含めるべき(第1条関係：28都道府県)。

市町村の責務を明確にするべき(第2条関係：11都道府県)。

市町村でも配偶者暴力相談支援センター機能を果たせるようにするべき(第3条関係：31都道府県)。

配偶者暴力相談支援センターの業務に、被害者の自立支援を盛り込むべき(第3条関係：10都道府県)。

保護命令で保護される対象を被害者の子ども、親族などにまで広げるべき(第10条関係：40都道府県)。

精神的な被害のみでも保護命令が発せられるようにするべき(第10条関係：13都道府県)。

接近禁止命令の期間を6か月より長くするべき(第10条関係：32都道府県)。

禁止する行為に、電話、ファックス、手紙、メールなどによる被害者への接触を加えるべき(第10条関係：21都道府県)。

退去命令の期間を2週間より長くするべき(第10条関係：18都道府県)。

加害者に対し再発防止のための何らかの研修の受講等を命ずるべき(第10条関係：24都道府県)。

配偶者暴力防止法の見直しに関する都道府県の意見等について

【「配偶者からの暴力」「被害者」の定義（第1条）関係】

1 「配偶者」の定義に、元配偶者を含めるべきである（19都道府県）

主な理由

- ・ 離婚を契機に暴力がふるわれる事例もある。

2 「配偶者」の定義に、婚約者や恋人などを含めるべきである（14都道府県）

主な理由

- ・ 配偶者間以外の親密な関係においても、配偶者からの暴力類似の構造があり、被害も深刻である。

3 「暴力」の内容に、精神的なものも含めるべきである（28都道府県）

主な理由

- ・ 精神的暴力による被害も深刻である。
- ・ 地方公共団体の責務や職務関係者による配慮などの規定においては身体的暴力しか対象とならないが、ここで精神的な暴力を排除する必要はない。
- ・ 都道府県としては、職務関係者による配慮などに関し、精神的な暴力の被害者も対象とするための根拠規定がないと具体的に動きにくい面がある。

4 「被害者」に、配偶者からの暴力を受けた者の子どもなどの同伴者を含めるべきである（6都道府県）

主な理由

- ・ 同伴家族を危険から守る方策が必要である。

【国及び地方公共団体の責務（第2条）関係】

1 市町村の責務を明確にするべきである（11都道府県）

主な理由

- ・ 市町村は、配偶者からの暴力は都道府県の仕事と認識する傾向にあり、生活保護などの対応が消極的になりがちである。

2 責務の内容に「自立支援」を加えるべきである（6都道府県）

主な理由

- ・ 配偶者からの暴力は、防止、被害者の保護だけでなく、その自立支援まで含めたケアを行う必要がある。

【配偶者暴力相談支援センター等（第3条～第5条）関係】

1 市町村でも配偶者暴力相談支援センター機能を果たせるようにするべきである（31都道府県）

主な理由

- ・ 相談窓口は、より身近なところにある方が使い勝手がよい。
- ・ 福祉との連携が市町村の方が容易である。
- ・ 保護命令を申し立てる場合に、市町村で相談した事実が活用できない。

2 配偶者暴力相談支援センターの業務に、被害者の自立支援を盛り込むべきである（10都道府県）

主な理由

- ・ 被害者の支援は一時保護で終わるものではない。

その他

- ・ 第2項第2号（及び第4条）の「指導」を「支援」などの文言に変えるべきである。
- ・ 男性被害者の一時保護施設を明確にするべきである。

- ・ 一時保護（委託を含め）を婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設や市町村でもできるようにするべきである。
- ・ 一時保護施設の広域利用について明確に規定するべきである。
- ・ 母子生活支援施設を婦人保護施設と同様に被害者の保護が行えるよう位置付けるべきである。

【被害者の保護（第6条～第9条）関係】

- ・ 配偶者からの暴力を発見した者（医療関係者を含む）に通報義務を課すべきである。
- ・ 通報先は警察に限定するべきである。
- ・ 警察官が必要な措置を講ずるよう義務付けるべきである（現行法は「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」）。
- ・ 連携・協力を行う機関をもう少し広く示すべきである。
- ・ 被害者の保護だけでなく、自立支援についての連携についても規定するべきである。
- ・ 関係機関の連携・協力を義務付けるべきである（現行法は「努めるものとする」）。

【保護命令（第10条）関係】

1 保護命令で保護される対象を被害者の子ども、親族などにまで広げるべきである（40都道府県）

主な理由

- ・ 加害者が被害者を引き寄せるために子どもを利用することを防ぐ必要がある。
- ・ 被害者の居所を聞き出すために、加害者が親族や知人に暴力を振るうケースがある。

2 離婚した場合であっても保護命令が発せられるようにするべきである（6都道府県）

主な理由

- ・ 離婚によって被害者の危険度が低下するわけではない。

3 精神的な被害のみでも保護命令が発せられるようにするべきである(13都道府県)

主な理由

- ・ 身体的な被害がない場合であっても、被害者が精神的に追い込まれ、自殺、自傷行為に至ることも考えられる。
- ・ 配偶者からの暴力はエスカレートするものであり、現時点では精神的な被害のみであっても、将来、身体的被害に至ることが十分予想されるケースもある。

4 接近禁止命令の期間を6か月より長くするべきである(32都道府県)

主な理由

- ・ 離婚が成立し自立生活を始めるまでに6か月以上かかる。

5 禁止する行為に、電話、ファックス、手紙、メールなどによる被害者への接触を加えるべきである(21都道府県)

主な理由

- ・ これらの行為は被害者の身体に直接被害を及ぼさないが、精神的には深刻な被害を生じさせるものである。

6 接近禁止命令を発する対象者に加害者の親族等の周辺者を加えるべきである(5都道府県)

主な理由

- ・ 加害者が親族等を通じて被害者に接触し様々な圧力をかけることがある。

7 接近禁止命令において、被害者の住居から当該配偶者と共に生活の本拠としている住居が除かれているが、この点、再考が必要である（6都道府県）。

主な理由

- ・ 接近禁止命令と退去命令が同時に発令された場合であっても、加害者と被害者が生活の本拠を共にしている場合は、加害者が被害者の住居付近をはいかいすることは接近禁止命令により禁止されないことから、実際は被害者が家に近づけない状況にある。
- ・ 被害者の実家に加害者が居候のような状態で生活している場合であっても、2週間の退去のほか、住居から加害者を出て行かせる方法はなく、被害者が実家から出て行かなければならないこととなる。

8 退去命令の期間を2週間より長くするべきである（18都道府県）。

主な理由

- ・ 2週間で新居を探し転居することは困難である。

9 加害者に対し再発防止のための何らかの研修の受講等を命ずるべきである（24都道府県）。

主な理由

- ・ 加害者が更生しない限り、被害者に平穏な生活は訪れない。
- ・ 暴力さえ振るわなければ加害者との婚姻関係の継続を望む被害者が多い。

その他

- ・ 退去命令の期間を2週間に固定せず、もう少し短い期間の命令も柔軟に申し立てることができるようにするべきである。
- ・ 被害者の親族等による保護命令の申立てを可能とするべきである。

【保護命令の申立て及び保護命令事件の審理の方法（第12条及び第14条）関係】

- 1 市町村の相談機関や婦人相談員等における相談も保護命令の裁判に活用できるようにすべきである（8都道府県）

主な理由

- ・ 保護命令申立て時の被害者の負担をできるだけ軽減する必要がある。

その他

- ・ 保護命令の申立書を簡素化すべきである。
- ・ 裁判所が申立書を受理した段階で、警察に連絡することとするべきである。
- ・ 被害者が、配偶者暴力相談支援センター又は警察への事前相談や公証人の関与なしに裁判所に保護命令を申し立てることも可能にするべきである。

【保護命令の申立てについての決定等（第15条）関係】

- 1 配偶者暴力相談支援センターから提出した書面が活用された場合は、保護命令の発令通知を警察だけでなく当該配偶者暴力相談支援センターにも行うようにすべきである（5都道府県）

主な理由

- ・ 当該被害者のケアを確実に行うことができる。

【保護命令の再度の申立て（第18条）関係】

- 1 退去命令にも再度の申立てを認めるべきである（6都道府県）

主な理由

- ・ 2週間で新居を探し転居することは困難である。

- 2 再度の申立てについては、離婚が成立した後でも認めるべきである（5都道府県）

主な理由

- ・ 離婚によって被害者の危険度が低下するわけではない。

3 再度の申立てに当たって、公証人役場で認証を受ける宣誓供述書を添付しなくともよいシステムを考えるべきである（6都道府県）

主な理由

- ・ 更なる暴力の危険について、保護命令発令後も相談機関に相談している被害者も多く、こうした被害者については相談機関の記録を活用することによってその負担が軽減できる。
- ・ 公証人役場で認証を受けるのであれば、裁判官に直接訴えても負担は変わらない。

【雑則（第23条～第28条関係）】

- ・ 職務関係者の範囲をもう少し具体的に規定するべきである。
- ・ 職務関係者に対する研修を義務付けるべきである。
- ・ 学校教育においても配偶者からの暴力の問題を取り上げるよう規定するべきである。
- ・ 子どもへの影響に関する調査研究の推進を盛り込むべきである。
- ・ 民間団体に対する財政的援助を規定を盛り込むべきである。
- ・ 婦人相談所以外の相談機関に対しても費用の一部を国が負担又は補助するべきである。
- ・ 保護命令違反の罰則を重くするべきである。

【その他】

- ・ 被害者の住民基本台帳を加害者が閲覧することを制限できるよう規定を整備するべきである。
- ・ 配偶者からの暴力が理由の場合は、離婚に関し調停を前置しないこととするべきである。
- ・ 配偶者からの暴力による望まない妊娠の場合、配偶者の同意なく中絶できるようにするべきである。
- ・ 住民票を異動させていなくとも、また、離婚が成立していなくとも各種福祉の制度が利用できるよう関係法令を改正するべきである。
- ・ 更なる3年後の見直し規定を設けるべきである。
- ・ 加害者のための相談窓口を設置するべきである。
- ・ 配偶者からの暴力の被害者の自立支援に関する規定を新設するべきである。